

静岡市みどり条例をここに公布する。

平成27年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第14号

静岡市みどり条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 みどりの基本計画（第8条・第9条）

第3章 みどりの保全と緑化の推進

第1節 保存樹木等（第10条—第17条）

第2節 公共建築物、事業所等及び地域の緑化（第18条—第22条）

第3節 緑地協定（第23条）

第4章 市民等との協働（第24条・第25条）

第5章 静岡市みどり審議会（第26条—第28条）

第6章 雑則（第29条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、生活環境の向上に資するみどりの保全や緑化の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、みどりの保全や緑化の推進に係る施策の基本的な事項を定め、みどりの保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に行うことにより、良好な生活環境の形成を図り、もってみどり豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 緑地 樹林地、草地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

(2) みどり 緑地、緑地の持つ機能及び効果並びに緑地から生ずる価値を包括したものをい

う。

(3) 緑化 みどりを創出するための人為的な行為をいう。

(基本理念)

第3条 みどりの保全及び緑化の推進は、市、市民及び事業者が、生活環境の向上に資することを旨とし、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 人と自然が共生し、安全で快適な生活を享受することができるまちづくりのために行われなければならないこと。
- (2) 都市の環境づくりとの整合を図り、後世に残るみどりを築くため、計画的に行われなければならないこと。
- (3) 市、市民及び事業者の協働のもとに、適切に役割を分担しながら行わなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、みどりの保全及び緑化の推進を図るため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意見及び要望が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 3 市は、みどりの保全及び緑化の推進に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、公用又は公共の用に供する建築物（以下「公共建築物」という。）の新築、増築、改築又は移転（以下「設置等」という。）を行うに当たっては、みどりの保全及び緑化の推進に関する先導的な役割を果たすものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らがみどりの保全及び緑化の推進を担う主体であることを認識し、互いに協力して積極的にみどりの保全及び緑化の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施するみどりの保全及び緑化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域の特性に十分配慮し、積極的にみどりの保全及び緑化の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施するみどりの保全及び緑化の推進に関する施策に協力するよう努めな

ければならない。

(諸制度の活用)

第7条 市長は、基本理念にのっとり、この条例に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、景観法（平成16年法律第110号）その他の関係法令に基づくみどりの保全及び緑化の推進に資する諸制度を活用するよう努めるものとする。

第2章 みどりの基本計画

(みどりの基本計画)

第8条 市長は、基本理念にのっとり、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、都市緑地法第4条第1項に規定する基本計画として、静岡すみどりの基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴取し、これを反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、第26条に規定する静岡すみどり審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定によりみどりの基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(緑化重点地区)

第9条 市長は、みどりの基本計画において、都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域以外の地域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（以下「緑化重点地区」という。）を定めるとともに、緑化重点地区における緑化の推進に関する事項を定めることができる。

2 市長は、緑化重点地区を定めたときは、当該緑化重点地区における緑化の推進に努めるとともに、市民及び事業者が緑化の推進を図る上で必要な支援を行うものとする。

第3章 みどりの保全と緑化の推進

第1節 保存樹木等

(保存樹木等の指定)

第10条 市長は、基本理念にのっとり、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域の区域内（以下「都市計画区域内」という。）において、特に保存する必要があるものとして規則で定める基準に適合する樹木又は樹木の集団（以下「樹木等」という。）を、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による場合のほか、所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）から、その所有し、又は占有する樹木等について保存樹木等の指定の申請を受けたときは、市長は、これを保存樹木等として指定することができる。

3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ樹木等の所有者等の承諾を得るものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により、保存樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめ、第26条に規定する静岡市みどり審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、その旨を公告するとともに、所有者等に通知するものとする。

6 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、これを表示する標識を設置するものとする。
(指定の除外)

第11条 前条の規定は、樹木等のうち他の法令の規定により既に保存が図られているものとして規則で定めるものについては、適用しない。

(保全義務)

第12条 保存樹木等の所有者等は、保存樹木等の枯死及び損傷の防止に努め、これを適切に保全しなければならない。

2 何人も、保存樹木等が適切に保全されるよう協力しなければならない。

(保存樹木等に係る届出)

第13条 保存樹木等の所有者等（第1号に該当する場合にあっては、新たに所有者等になった者）は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 保存樹木等の所有者等が変更したとき。

(2) 保存樹木等が滅失し、又は枯死したとき。

(3) 保存樹木等の形態を著しく変更するような伐採を要することが判明したとき。

(4) 保存樹木等が存する土地の形質の変更を要することが判明したとき。

(5) 保存樹木等の生育に直接影響を及ぼす病虫害等の発生を認めたとき。

(指定の解除)

第14条 市長は、保存樹木等の滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、速やかにその指定を解除するものとする。

2 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により保存樹木等の指定を解除したときは、その旨を公告するとともに、所有者等に通知するものとする。

(助成)

第15条 市長は、保存樹木等の保全に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(技術的支援)

第16条 市長は、保存樹木等が病虫害又は損傷を受けたとき、その他保存樹木等の保全のために必要があると認めるときは、当該保存樹木等の所有者等に対し、必要な技術的支援をすることができる。

(立入調査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保存樹木等の所有者等に対し報告を求め、又はあらかじめ所有者等及び保存樹木等の存する土地の所有者に通知し、職員を当該土地に立ち入らせ、保存樹木等の調査若しくは関係者への質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第2節 公共建築物、事業所等及び地域の緑化

(公共建築物の緑化)

第18条 市長は、基本理念にのっとり、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、都市計画区域内において公共建築物の設置等をするときは、規則で定める緑化基準（以下「公共緑化基準」という。）に基づき緑化を推進しなければならない。ただし、次に掲げる公共建築物の設置等については、この限りでない。

- (1) 地下に設置する駐車場及び自転車等駐輪場その他これらに類する公共建築物
- (2) 市長が防災上やむを得ないと認める公共建築物
- (3) 市長が防犯上やむを得ないと認める公共建築物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上やむを得ないと認める公共建築物

2 市長は、都市計画区域内において、公共建築物の設置等をするときは、規則で定める緑化目標（以下「公共緑化目標」という。）の実現に努めるものとする。

3 市長は、都市計画区域内において、国、他の地方公共団体その他公共建築物を設置し、又は管理する者に対し、公共緑化基準に基づく緑化を要請することができる。

(事業所等の緑化)

第19条 都市計画区域内において、規則で定める規模以上の敷地面積を有する事業所、マンシ

ョン、教育施設、その他の規則で定める建築物（以下「事業所等」という。）の設置等をする事業者は、基本理念にのっとり、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、規則で定める緑化基準（以下「事業所等緑化基準」という。）に基づく緑化の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、規則で定める緑化目標（以下「事業所等緑化目標」という。）の実現に努めるものとする。

（緑化に関する計画）

第20条 公共建築物又は事業所等の設置等をしようとする者（以下「設置者等」という。）は、あらかじめ、市長と協議の上、当該敷地内における緑化に関する計画を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 公共建築物又は事業所等の設置等をしようとする場合であって、その設置等に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内であるとき。
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う場合
- (3) 防災上又は防犯上の理由その他特別な理由により緊急性を要する場合

- 2 設置者等は、前項の規定により作成した計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

- 3 設置者等は、第1項の規定により作成した計画に基づく行為が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（優良緑化建築物の認定等）

第21条 市長は、公共緑化目標を満たす公共建築物又は事業所等緑化目標を満たす事業所等のうち、緑化の取組が優良である建築物であると認められるもの（以下「優良緑化建築物」という。）について、設置者等の申請に基づき、あらかじめ、第26条に規定する静岡市みどり審議会の意見を聴いた上で、優良緑化建築物の認定をすることができる。

- 2 市長は、優良緑化建築物の認定をしたときは、設置者等に対してその旨を証する書面を交付するものとする。

- 3 市長は、優良緑化建築物の認定をしたときは、その旨を公告し、当該認定の内容等を規則で定めるところにより公開し、広く一般に周知するものとする。

- 4 市長は、認定を受けた優良緑化建築物のうち、特に良好な生活環境の形成に寄与すると認めるものについて、あらかじめ、第26条に規定する静岡市みどり審議会の意見を聴いた上で、これを表彰することができる。

（地域の緑化）

第22条 市民は、家庭の緑化を推進し、並びに地域におけるみどりの保全及び緑化の推進に係る活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

第3節 緑地協定

(緑地協定)

第23条 市長は、基本理念にのっとり、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進を図るため、都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定の締結の促進を図るとともに、その内容の実施に関し必要な支援をするものとする。

第4章 市民等との協働

(市民等との協働)

第24条 市長は、基本理念にのっとり、市民及び事業者との連携及び協働により、みどりの保全及び緑化の推進に係る運動（以下「みどりのまちづくり運動」という。）を積極的に行うものとする。

(人材及び緑化団体の育成)

第25条 市長は、みどりのまちづくり運動において中心的な役割を担う人材の育成に努めるものとする。

2 市長は、みどりのまちづくり運動を推進するため、みどりの保全及び緑化の推進を目的として活動する市民団体（以下「緑化団体」という。）の育成及び発展を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、緑化団体に対し、みどりの保全及び緑化の推進に関し必要な技術的助言を行うことができる。

第5章 静岡市みどり審議会

(審議会の設置)

第26条 みどりの保全及び緑化の推進に関する重要事項について調査審議するため、静岡市みどり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の審議事項)

第27条 審議会は、この条例に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、みどりの保全及び緑化の推進を図るために市長が必要であると認める事項について審議し、答申する。

(審議会の組織等)

第28条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) みどりの保全及び緑化の推進に関し学識経験を有する者

(2) 緑化団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第6章 雑則

(勧告)

第29条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進のため必要があると認めるときは、第12条第1項、第13条若しくは第20条各項の規定に違反し、又は第17条第1項の規定による報告の求めに対し虚偽の報告をし、若しくは報告を拒み、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対して、必要な措置をとることを勧告することができる。

(公表)

第30条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その対象となる者に対し、静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第3章第3節の規定の例により、意見陳述の機会を付与しなければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用)

2 第20条の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知がなされる事業所等及び公共建築物について適用する。